

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱

平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知
改正：平成24年5月11日24経営第393号
平成24年5月22日24経営第511号
平成24年8月13日24経営第1575号
平成24年11月30日24経営第2539号
平成25年2月26日24経営第3217号
平成25年4月1日24経営第3750号
平成25年5月16日25経営第426号
平成25年6月7日25経営第801号
平成25年8月26日25経営第1657号
平成25年10月11日25経営第1994号
平成26年2月27日25経営第3420号
平成26年4月1日25経営第3705号
平成26年6月23日26経営第981号
平成26年9月5日26経営第1532号
平成26年11月14日26経営第2051号
平成27年4月9日26経営第3466号
平成27年8月28日27経営第1334号
平成27年10月27日27経営第1679号
平成28年4月1日27経営第3371号
平成28年5月9日28経営第438号
平成28年8月15日28経営第1266号
平成28年9月16日28経営第1483号
平成28年10月21日28経営第1733号
平成29年3月1日28経営第2852号
平成29年3月30日28経営第3144号
平成29年8月8日29経営第1249号
平成29年10月20日29経営第1682号
平成29年11月21日29経営第1893号
平成30年3月30日29経営第3459号
平成30年8月3日30経営第1087号
平成31年3月29日30経営第3018号
平成31年4月1日30経営第3217号
令和元年7月2日元経営第530号
令和2年3月24日元経営第3152号
令和2年3月30日元経営第3171号
令和2年4月30日2経営第185号
令和2年6月12日2経営第664号
令和3年3月29日2経営第3032号
令和4年3月31日3経営第2624号
令和5年3月31日4経営第2961号
令和6年3月29日5経営第3161号
最終改正：令和7年3月31日6経営第3286号

第1 趣旨

農林水産物価格の低迷、資材価格の高騰、就業者の高齢化等農林漁業をめぐる厳しい情勢の中で、国民の生命を支える農林水産物を安定供給できる体制を

整え、食料自給率の向上を図るためには、生産拡大等に意欲的に取り組む農業者等の経営を支えることが重要である。

このため、認定農業者等が経営改善を図るために借り入れる農業経営基盤強化資金等の金利負担を軽減するための利子助成金及び利子助成等補助金（以下「利子助成金等」という。）を交付する農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業を実施するものである。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。以下「協会」という。）とする。

協会は、この事業を実施するに当たり、利子助成金等の交付に係る事務手続等に関する規程（以下「交付規程」という。）を作成し、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）の承認を得るものとする。

第3 事業の内容

1 平成30年度以前交付決定分の利子助成金等の交付事業

（1）利子助成金の交付事業

協会は、株式会社日本政策金融公庫その他の融資機関（以下「融資機関」という。）の貸付決定又は都道府県の利子補給承認が行われた資金のうち、別表1及び別表2に掲げる対象要件を満たす対象資金については、これらの表に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表3に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表5に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表6（平成25年度融資枠に基づき交付決定されたものを除く。）に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表7に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表6（平成25年度融資枠に基づき交付決定されたものに限る。）及び別表8に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表9に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表10に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表11に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表12に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表13に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表14に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表15に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表16に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表17に掲げる実質負担利率の軽減幅により、別表18に掲げる対象要件を満たす対象資金については別表19に掲げる実質負担利率の軽減幅により、協会が利子助成金の交付を決定した者に対し、国の予算の範囲内で利子助成金を交付するものとする。

（2）利子助成等補助金の交付事業

ア 協会は、利子助成等補助金（別表4に掲げる資金について、毎年1月1日から12月31日までの期間内における都道府県が利子助成又は利子補給を行うのに要した経費の一部（平成22年12月31日までに交付決定したものに限る。）を、国の予算の範囲内で補助するものをいう。以下同じ。）を都道府県に交付するものとする。

なお、利子助成等補助金の額は、都道府県が行う利子助成又は利子補給の措置に係る経費の10分の1に相当する額とする。

イ 利子助成等補助金の交付を受けようとする都道府県は、協会に対し、協会が定める交付規程の定めるところにより利子助成等補助金の交付申請書を提出するものとする。

ウ 協会は、イの交付申請書により、利子助成等補助金の交付の適否を審査し、利子助成等補助金を交付すべきものと認めたときは、その旨を交付規程の定めるところにより都道府県に通知するとともに、利子助成等補助金を交付するものとする。

2 令和元年度以降交付決定分の利子助成金の交付事業

協会は、別表20に掲げる対象要件を満たす対象資金について、別表21に掲げる実質

負担利率の軽減幅により、国の予算の範囲内で利子助成金を交付することとする。

第4 利子助成金の交付手続

- 1 利子助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、融資機関に対して、借入申込を行うに際し、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。
- 2 融資機関は、貸付けの決定後速やかに、協会に対し、1の委任状に基づき交付希望者に代わって、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付申請書及び貸付けの決定の内容を記載した書類（融資機関が交付希望者について、適用要件に該当していることを確認した書類を含む。）を提出するものとする。協会は利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めたときは、その旨を交付規程の定めるところにより交付希望者に通知するとともに、その内容を融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、貸付けの実行後速やかに、協会に対し、交付規程の定めるところにより実行の内容を記載した書類を提出するものとする。
- 4 融資機関は、2により利子助成金の交付の決定の通知を受けた交付希望者（以下、「交付対象者」という。）の利払期に応じて協会に対し交付規程の定めるところにより利子助成金の交付を申請するものとする。交付される利子助成金は、融資機関が代理受領をして利子に充当するものとする。

第5 利子助成金等の交付の停止及び返還

- 1 協会は、利子助成金の交付対象者及び利子助成等補助金の交付を受ける都道府県（以下「交付対象者等」という。）に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、経営局長の承認を受けて協会が別に定めるところにより、利子助成金等の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金等の全部又は一部について、加算金を付して交付対象者等から返還させることができるものとする。
 - (1) 利子助成金等の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき
 - (2) 融資機関又は都道府県が交付対象者に対して繰上償還の請求を行ったとき
 - (3) 交付対象者が融資機関に対し利息の支払の期限到来後1年を経過して、なお、利息の支払をしなかったとき
 - (4) 交付対象者が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第2項の規定により農業経営改善計画の認定を取り消されたとき
 - (5) その他経営局長の承認を受けて協会が別に定める事由が生じたとき
- 2 協会は、前項の規定により、交付対象者等に利子助成金等及び加算金の返還をさせた場合は、当該利子助成金等及び加算金を国庫に返還するものとする。

第6 指導監督

経営局長は、協会、融資機関及び都道府県に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は必要な指導監督を行うことができるものとする。

第7 報告等

- 1 協会は、第3の事業（以下「利子助成金等交付事業」という。）が完了するまで毎年度、経営局長の求めに応じ、別記様式第1号により当該年度の利子助成金等交付計画書を作成し、当該年度開始前に提出しなければならない。
- 2 協会は、1の交付計画を変更しようとする場合には、経営局長の求めに応じ、別記様式第2号による交付計画変更書を提出しなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- 3 協会は、利子助成金等交付事業が完了するまで毎年度、別記様式第3号により当該年度の利子助成金等交付事業実績報告書を作成し、当該年度終了後3か月以内に経営

局長に提出するものとする。

- 4 協会は、利子助成金等交付事業の遂行が困難になった場合には、その理由及び利子助成金等交付事業の遂行状況を記載した書類を経営局長に提出し、その指示を受けなければならない。

第8 経理の区分

協会は、利子助成金等交付事業について、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

第9 国の補助等

国は、予算の範囲内において、協会に対し、利子助成金等交付事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、経営局長が別に定めるものとする。

附 則 （平成24年4月6日23経営第3536号）

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業実施要綱（平成2年3月29日付け2農経A第321号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。なお、同要綱に基づき、この通知の施行前に実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 平成23年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7269号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。なお、同要綱に基づき、この通知の施行前に実施された事業については、なお従前の例による。
- 4 平成24年度における利子助成金等交付計画書については、第7の1の規定にかかわらず、この要綱の施行後30日以内に提出するものとする。

附 則 （平成24年5月11日24経営第393号）

この通知は、平成24年5月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 （平成24年5月22日24経営第511号）

この通知は、平成24年5月22日から施行し、平成24年5月6日から適用する。

附 則 （平成24年8月13日24経営第1575号）

この通知は、平成24年8月13日から施行し、平成24年6月8日から適用する。

附 則 （平成24年11月30日24経営第2539号）

この通知は、平成24年11月30日から施行する。

附 則 （平成25年2月26日24経営第3217号）

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 平成24年度の支援基金事業に関する管理計画の提出については、第8の2の（1）の規定にかかわらず、この通知の施行後30日以内とする。

附 則 （平成25年4月1日24経営第3750号）

この通知は、平成25年4月1日から施行することとし、平成25年4月1日から平成25年度予算成立日前までの別表8に掲げる資金に係る利子助成金については、平成25年度予算成立日以後に交付する。

附 則 （平成25年5月16日25経営第426号）

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則 （平成25年6月7日25経営第801号）

この通知は、平成25年6月7日から施行する。

附 則 （平成25年8月26日25経営第1657号）

この通知は、平成25年8月26日から施行し、平成25年6月8日から適用する。

附 則 （平成25年10月11日25経営第1994号）

この通知は、平成25年10月11日から施行し、平成25年9月15日から適用する。

附 則 （平成26年2月27日25経営第3420号）

この通知は、平成26年2月27日から施行し、平成25年11月11日から適用する。

附 則 （平成26年4月1日25経営第3705号）

この通知は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この通知による改正前の農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）の規定により協会に設置された担い手への金融支援のための基金による利子助成金の交付事業については、平成26年3月31日をもって完了することとする。この場合における同要綱第8の2の（2）、（4）及び（6）の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成26年6月23日26経営第981号）

この通知は、平成26年6月23日から施行する。

附 則 （平成26年9月5日26経営第1532号）

この通知は、平成26年9月5日から施行し、平成26年7月30日から適用する。

附 則 （平成26年11月14日26経営第2051号）

この通知は、平成26年11月14日から施行し、平成26年7月16日から適用する。

附 則 （平成27年4月9日26経営第3466号）

この通知は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 （平成27年8月28日27経営第1334号）

この通知は、平成27年8月28日から施行し、平成27年6月2日から適用する。

附 則 （平成27年10月27日27経営第1679号）

この通知は、平成27年10月27日から施行し、平成27年9月7日から適用する。

附 則 （平成28年4月1日27経営第3371号）

1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

2 この通知の施行前に貸付決定された農業経営基盤強化資金については、なお従前の例による。

附 則 （平成28年5月9日28経営第438号）

この通知は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則 （平成28年8月15日28経営第1266号）

この通知は、平成28年8月15日から施行し、平成28年6月6日から適用する。

附 則 （平成28年9月16日28経営第1483号）

この通知は、平成28年9月16日から施行し、平成28年8月16日から適用する。

附 則 （平成28年10月21日28経営第1733号）

この通知は、平成28年10月21日から施行し、平成28年9月17日から適用する。

附 則 （平成29年3月1日28経営第2852号）

この通知は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 （平成29年3月30日28経営第3144号）

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年8月8日29経営第1249号）

この通知は、平成29年8月8日から施行し、平成29年6月7日から適用する。

附 則 （平成29年10月20日29経営第1682号）

この通知は、平成29年10月20日から施行し、平成29年9月15日から適用する。

附 則 （平成29年11月21日29経営第1893号）

この通知は、平成29年11月21日から施行する。ただし、別表16（注）1の改正については、平成29年10月21日から適用する。

附 則 （平成30年3月30日29経営第3459号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年8月3日30経営第1087号）

この通知は、平成30年8月3日から施行し、平成30年5月20日から適用する。

附 則 （平成31年3月29日30経営第3018号）

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年4月1日30経営第3217号）

1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の別表20の(1)の対象要件に該当する交付希望者であって、平成32年1月31日までに貸付決定を受けたものに対する本要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この通知による改正前の別表に掲げる対象要件に該当するとして利子助成金の交付対象者となった者に対する第5の1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和元年7月2日元経営第530号）

この通知は、令和元年7月2日から施行する。

附 則 （令和2年3月24日元経営第3152号）

この通知は、令和2年3月24日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則 （令和2年3月30日元経営第3171号）

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年4月30日2経営第185号）

この通知は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 （令和2年6月12日2経営第664号）

この通知は、令和2年6月12日から施行する。

附 則 （令和3年3月29日2経営第3032号）

1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和4年3月31日3経営第2624号）

この通知は、令和4年4月1日から施行する

附 則 （令和5年3月31日4経営第2961号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年3月29日5経営第3161号）

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年3月31日6経営第3286号）

1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の別表に掲げる対象要件に該当するとして利子助成金の交付対象者となった者に対する第5の規定の適用については、なお従前の例による。

別記様式 第1号（第7の1関係）

年度利子助成金等交付計画書

番 年 月 号 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
氏 名

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり提出する。

記

1 利子助成金等交付事業計画

(1) 年度以前交付決定分の利子助成金（当該年度の前年度以前交付決定分）

① 年度以前交付決定分（当該年度の前々年度以前交付決定分）

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備 考
合 計			

② 年度交付決定分（当該年度の前年度交付決定分）

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備 考
合 計			

(2) 利子助成等補助金

(単位：千円)

助成対象資金名	利子助成金等交付事業 に要する経費 (A) + (B)	負担区分 (※)		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合 計				

※「負担区分」の欄については、補助金の交付決定前にあつては記入不要。

(3) 年度度交付決定分の利子助成金（当該年度の新規交付決定分）

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象 資金貸付 計画額	助成対象資金貸付金残高		利子助成金 交付額	備 考
		期首貸付金 残高	期末貸付金 残高		
合 計					

(4) 交付事務関係費

(単位：千円)

区 分	利子助成金等交付事業 に要する経費 (A) + (B)	負担区分 (※)		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合 計				

※「負担区分」の欄については、補助金の交付決定前にあつては記入不要。

2 添付書類

利子助成金等交付事業に関する事業計画書及び収支予算書

(注) 添付書類について、提出者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 第2号（第7の2関係）

年度利子助成金等交付計画変更書

番 年 月 号 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で提出した上記の利子助成金等交付計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の2の規定に基づき、提出する。

記

- 1 計画変更理由
- 2 変更後利子助成金等交付計画

年度利子助成金等交付実績報告書

番 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
氏 名

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 利子助成金等交付事業実績

（1） 年度以前交付決定分の利子助成金（当該年度の前年度以前交付決定分）

① 年度以前交付決定分（当該年度の前々年度以前交付決定分）

（単位：円）

融資機関	助成対象 資金名	助成対象資金貸付金残高		利子助成金 交付額	備考
		期首貸付金残高	期末貸付金残高		
合 計					

② 年度交付決定分（当該年度の前年度交付決定分）

（単位：円）

融資機関	助成対象 資金名	助成対象資金貸付金残高		利子助成金 交付額	備考
		期首貸付金残高	期末貸付金残高		
合 計					

（2） 利子助成等補助金

（単位：円）

助成対象資金名	利子助成金等交 付事業に要した 経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合 計				

（3） 年度交付決定分の利子助成金（当該年度の新規交付決定分）

（単位：円）

融資機関	助成対象資金名	助成対象資金 貸付計画額	助成対象資金貸付金残高		利子助成金 交付額	備考
			期首貸付金残高	期末貸付金残高		
合 計						

(4) 交付事務関係費

(単位：円)

区 分	利子助成金等交 付事業に要した 経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合 計				

2 添付書類

利子助成金等交付事業に関する事業報告書等

(注) 添付書類について、報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

園芸施設共済等の加入及び労働環境改善の取組に係る
交付要件確認表
（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）

農業協同組合	}	御中
信用農業協同組合連合会		
農林中央金庫 支店		
銀行 支店		
信用金庫 支店		
信用協同組合 支店		
株式会社日本政策金融公庫 支店		
沖縄振興開発金融公庫 支店		

年 月 日

住所
氏名

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に基づく貸付当初5年間の利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり交付要件確認に必要な事項を提出いたします。

記

1. 園芸施設の取得及び園芸施設共済等への加入に関する事項
以下のいずれかで該当するものにチェック

- ☐ 今回、借入申込みを行う内容に園芸施設（園芸施設共済の対象となる農業用ハウス（※1）。以下同じ。）の取得が含まれており、当該園芸施設に関して、自然災害に備えた園芸施設共済等（※2）に加入する予定です。

※1 農業用ハウス（類型）

ガラスハウス、鉄骨ハウス、パイプハウス、雨よけハウス及びネットハウス（作物（野菜、花卉、果樹、苗等）を栽培していないハウス（農機具庫、畜舎等）は含まれません。）

※2 農業共済組合等が行う園芸施設共済、農業協同組合等が行う建物更正共済、損害保険会社が行う損害保険商品等の自然災害に備えた共済又は保険等

- ☐ 今回、借入申込みを行う内容に園芸施設の取得は含まれません。

2. 労働環境改善の取組に関する事項

（1）労働基準法関係（以下のいずれかで該当するものにチェック）

- ☐ 労働者（※3）を使用する事業者（※4）であり、労働基準法（昭和22年法律第49号）の適用除外となっている以下の5つの項目のうちいずれか1つ以上について、適合する取組を既に行っている、又は今後行う意向があります。

- ア 同法第32条の規定（労働時間）
- イ 同法第34条の規定（休憩）
- ウ 同法第35条の規定（休日）
- エ 同法第36条の規定（時間外及び休日の労働）

オ 同法第37条の規定（時間外及び休日の割増賃金）

※3 労働基準法第9条に定義される者

※4 労働基準法別表第1第6号又は第7号に掲げる事業を行う者

☐ 労働者を使用しない事業者です。

（2）保険関係（以下のいずれかで該当するものにチェック）

☐ 法人事業主であり、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険並びに厚生年金保険及び健康保険に加入しています。

☐ 労働者5人以上の個人事業主であり、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入しています。

☐ 労働者5人未満の個人事業主又は労働者を使用しない事業者です。

（注）上記1及び2の事項のうち、本表とは別の書類等により確認ができるものについては、本表への記載を省略し、当該書類等の提出に代えることができます。

環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表
（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）

農業協同組合	}	御中
信用農業協同組合連合会		
農林中央金庫 支店		
銀行 支店		
信用金庫 支店		
信用協同組合 支店		
株式会社日本政策金融公庫 支店		
沖縄振興開発金融公庫 支店		

年 月 日

住所
氏名
連絡先

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に基づく貸付当初5年間の利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり環境負荷低減の取組に関する事項を提出いたします。

記

1. 農業経営体である場合、以下の各取組のうち、本事業による利子助成金を受けている期間中、実施するものにチェック
ア 適正な施肥
☐ 肥料の適正な保管
☐ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
☐ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
☐ 有機物の適正な施用による土づくりを検討
イ 適正な防除
☐ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
☐ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
☐ 農薬の適正な使用・保管
☐ 農薬の使用状況等の記録・保存
ウ エネルギーの節減
☐ 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
☐ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
エ 悪臭及び害虫の発生防止
☐ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
オ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
☐ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
カ 生物多様性への悪影響の防止
☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）
☐ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）
キ 環境関係法令の遵守等

- ☐ みどりの食料システム戦略の理解
 - ☐ 関係法令の遵守
 - ☐ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
 - ☐ 正しい知識に基づく作業安全に努める
2. 畜産経営体である場合、以下の各取組のうち、本事業による利子助成金を受けている期間中、実施するものにチェック
- ① 共通事項
- ア エネルギーの節減
- ☐ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
- イ 悪臭及び害虫の発生防止
- ☐ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
- ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ☐ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
- エ 環境関係法令の遵守等
- ☐ みどりの食料システム戦略の理解
 - ☐ 関係法令の遵守
 - ☐ G A P ・ H A C C P について可能な取組から実践
 - ☐ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
 - ☐ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
 - ☐ 正しい知識に基づく作業安全に努める
- ② 飼料生産を行う場合（該当しない ☐ → 2③へ）
- ア 適正な施肥
- ☐ 肥料の適正な保管
 - ☐ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
- イ 適正な防除
- ☐ 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
 - ☐ 農薬の適正な使用・保管
 - ☐ 農薬の使用状況等の記録・保存
- ③ 飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない ☐ → 2④へ）
- 悪臭及び害虫の発生防止
- ☐ 家畜排せつ物の管理基準の遵守
- ④ 特定事業場である場合（該当しない ☐ → 2⑤へ）
- 生物多様性への悪影響の防止
- ☐ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
- ⑤ 和牛生産を行う場合（該当しない ☐）
- ☐ 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守

個人情報の取扱いに関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1 利用目的

個人情報については、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課が利子助成金の交付対象者の環境負荷低減の取組に関する確認のために利用します。

2 個人情報の管理・提供

いただいた情報の管理に当たっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。

いただいた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 個人情報の取扱いに同意する。☐ 個人情報の取扱いに同意しない。 |
|--|

(注) 上記事項のうち、本表とは別の書類等により確認ができるものについては、本表への記載を省略し、当該書類等の提出に代えることができます。

別紙（別表20関係）

環境負荷低減の取組に係る確認事項
(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業)

1. 基本事項

- ・氏名
- ・住所
- ・連絡先

2. チェック項目（農業経営体向け）

(1) 適切な施肥

- ① 肥料の適切な保管
- ② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
- ③ 作物特性やデータに基づく施肥設計の検討
- ④ 有機物の適切な施用による土づくりの検討

(2) 適切な防除

- ⑤ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
- ⑥ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
- ⑦ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除の検討
- ⑧ 農薬の適切な使用・保管
- ⑨ 農薬の使用状況等の記録・保存

(3) エネルギーの節減

- ⑩ 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- ⑪ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ⑫ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

(5) 廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分

- ⑬ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ⑭ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
- ⑮ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除の検討

(7) 環境関係法令の遵守等

- ⑯ みどりの食料システム戦略の理解
- ⑰ 関係法令の遵守
- ⑱ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
- ⑲ 正しい知識に基づく作業安全に努める

3. チェック項目（畜産経営体向け）

(1) 適切な施肥

- ① 肥料の適切な保管 ※飼料生産を行う場合
- ② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める ※飼料生産を行う場合

(2) 適切な防除

- ③ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 ※飼料生産を行う場合
- ④ 農薬の適切な使用・保管 ※飼料生産を行う場合
- ⑤ 農薬の使用状況等の記録・保存 ※飼料生産を行う場合

(3) エネルギーの節減

- ⑥ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効

- 率なエネルギー消費をしないように努める
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
 - ⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
 - ⑧ 家畜排せつ物管理基準の遵守 ※飼養頭数が一定規模以上の場合
 - (5) 廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分
 - ⑨ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
 - (6) 生物多様性への悪影響の防止
 - ⑩ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合
 - (7) 環境関係法令の遵守等
 - ⑪ みどりの食料システム戦略の理解
 - ⑫ 関係法令の遵守
 - ⑬ G A P・H A C C Pについて可能な取組から実践
 - ⑭ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
 - ⑮ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
 - ⑯ 正しい知識に基づく作業安全に努める
 - ⑰ 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止法に関する法律の遵守
※和牛生産を行っている場合

別表 1（平成21年度以前措置に係る利子助成対象資金及び交付決定分の実質負担利率軽減幅）（抄）

1. 農林漁業金融公庫から融通する資金
（略）

2. 沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

（1）・（2）（略）

（3）平成20年10月16日以降に融通されたもの

①～②（略）

② 平成22年10月25日から平成22年11月17日までの間に融通されたもの

資 金 の 種 類	実質負担利率の軽減幅
農林漁業セーフティネット資金	
8年以下	0.50%
8年を超えて9年以下	0.55%
9年を超えて10年以下	0.65%

3. 国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫から融通する資金（平成2年4月2日から平成13年3月31日までの間に融通されたもの）

（略）

4. 国民生活金融公庫から融通する資金（北朝鮮産水産物輸入停止影響緩和資金で、平成18年10月30日から平成20年9月30日までの間に融通されたもの）

（略）

5. 中小企業金融公庫から融通する資金（北朝鮮産水産物輸入停止影響緩和資金で、平成18年10月30日から平成20年9月30日までの間に融通されたもの）

（略）

6. 国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び漁業協同組合その他一般金融機関から融通する資金（北朝鮮産水産物輸入停止影響緩和資金）

（略）

7. 北海道東北開発公庫から融通する資金（平成2年4月2日から平成11年9月30日までの間に融通されたもの）

（略）

8. 商工組合中央金庫から融通する資金（北朝鮮産水産物輸入停止影響緩和資金で、平成18年10月30日から平成20年9月30日までの間に融通されたもの）

（略）

9. 日本開発銀行から融通する資金（平成2年4月2日から平成11年9月30日までの間に融通されたもの）

（略）

10. 日本政策投資銀行から融通する資金（平成11年10月1日から平成13年3月31日までの間に融通されたもの）

（略）

11. 農業協同組合その他の一般金融機関から融通する資金

（1）（略）

（2）集落営農組織等向け農業近代化資金

①～②（略）

② 平成22年10月25日から平成22年11月17日までの間に融通されたもの

資 金 の 種 類	実質負担利率の軽減幅
農業近代化資金	集落営農組織等 1. 2%

12. 株式会社日本政策金融公庫から融通する資金
(略)

(1) 平成20年10月16日以降に融通されたもの

①～② (略)

② 平成22年10月25日から平成22年11月17日までの間に融通されたもの

資 金 の 種 類	実質負担利率の軽減幅
農林漁業セーフティネット資金	
8年以下	0. 50%
8年を超えて9年以下	0. 55%
9年を超えて10年以下	0. 65%

(2) 平成12年三宅島噴火災害対策関連資金

①～⑱ (略)

⑱ 平成22年3月18日から平成22年3月31日までの間に融通されたもの

資 金 の 種 類		償還期限	実質負担利率の軽減幅
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設 (災害復旧)	13年を超え14年以下	0. 05%
		14年を超え15年以下	0. 15%
		15年を超え16年以下	0. 25%
		16年を超え18年以下	0. 35%
		18年を超え25年以下	0. 40%

(3) 北朝鮮産水産物輸入停止影響緩和資金

①～⑱ (略)

⑱ 平成22年3月18日から平成22年3月31日までの間に融通されたもの

資 金 の 種 類		償還期限	実質負担利率の軽減幅
水産加工資金	(一般)	10年を超え11年以下	1. 30%
		11年を超え13年以下	1. 40%
		13年を超え14年以下	1. 50%
		14年を超え15年以下	1. 60%
	(小型魚、 未利用部位)	10年を超え11年以下	1. 15%
		11年を超え13年以下	1. 25%
		13年を超え14年以下	1. 35%
		14年を超え15年以下	1. 45%
セーフティネット貸付	経営環境変化対応 資金	(国民生活事業)	
		8年以下	2. 00%
		(中小企業事業)	
		5年以下	1. 75%
		5年を超え6年以下	1. 85%

	6年を超え7年以下	1. 9 5 %
	7年を超え8年以下	2. 0 0 %

13. 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫及び漁業協同組合その他一般金融機関から融通する資金（北朝鮮産水産物輸入停止影響緩和資金）

(1)

①～⑩ (略)

⑪ 平成22年1月22日から平成22年3月31日までの間に融通されたもの

資 金 の 種 類			実質負担利率の軽減幅
水産加工 経営改善 促進資金	事業・経営体質強化資金 水産加工業経営安定資金	常時使用する従業員の数が100人以下の水産加工業者	1. 7 0 %
		常時使用する従業員の数が100人を超える水産加工業及び組合	2. 0 0 %

(注)

1 定 義 等

- (1) 大企業者とは、中小企業の要件に該当しない会社をいう。
- (2) 共同利用施設とは、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設をいう。
- (3) 地域農業総合とは、地域農業総合整備資金制度実施要綱（昭和60年5月21日付け60構改B第1001号農林水産事務次官依命通知）に定める「整備事業計画」に基づく事業をいう。
- (4) 経営体育成とは、経営体育成特別融資制度実施要綱（平成5年4月1日付け5農経A第372号農林水産事務次官依命通知）に定める「経営発展計画」に基づく事業をいう。ただし、1の(2)及び2の(2)の資金については平成7年4月2日（農林漁業施設資金（共同利用施設）については、平成7年2月10日）以降に融通されるものについては、実質負担利率の軽減幅の欄中1.5とあるのは0.5とする。
- (5) 1の(1)及び2の(1)の自作農維持資金は、再建整備資金に限る。1の(2)及び2の(2)の自作農維持資金は、償還円滑化資金に限り、平成7年2月10日以降に認定を受けた農業経営安定計画に係るものを除く。林業経営安定資金及び沿岸漁業経営安定資金は、いずれも再建整備資金に限る。
- (6) 平成7年阪神・淡路大震災復興対策関連資金とは、平成7年阪神・淡路大震災に係る特例として、次に掲げる要件のいずれかに該当する旨市町村長その他相当の機関から証明を受けて農林漁業金融公庫の貸付利率の特例3.0%（ただし、平成9年1月24日から平成9年3月18日までの間については2.9%、平成9年3月19日から平成9年4月8日までの間については2.8%、平成9年4月9日から平成9年5月8日までの間については2.7%、平成9年5月9日から平成9年6月16日までの間については2.6%、平成9年6月17日から平成9年7月10日までの間については2.9%、平成9年7月11日から平成9年8月7日までの間については2.8%、平成9年8月8日から平成9年9月9日までの間については2.7%、平成9年9月10日から平成9年10月12日までの間については2.5%、平成9年10月13日から平成9年11月5日までの間については2.4%、平成9年11月6日から平成10年1月22日までの間については2.2%、平成10年1月23日から平成10年2月23日までの間については2.1%、平成10年2月24日から平成10年3月10日までの間については2.3%、平成10年3月11日から平成10年4月7日までの間については2.1%、平成10年4月8日から平成10年6月9日までの間については2.0%、平成10年6月10日から平成10年8月27日までの間については1.8%、平成10年8月28日から平成10年9月10日までの間については1.9%、平成10年9月11日から平成10年10月15日までの間については1.7%、平成10年10月16日から平成10年12月21日までの間については1.1%、平成10年12月22日から平成11年1月28日までの間については1.3%、平成11年1月29日から平成11年2月16日までの間については2.2%、平成11年2月17日から平成11年4月20日までの間については2.1%、平成11年4月21日から平成11年5月18日までの間については2.0%、平成11年5月19日から平成11年6月10日までの間については1.7%、平成11年6月11日から平成11年7月22日までの間については1.6%、平成11年7月23日から平成11年7月31日までの間については2.0%

- ）を受けたものをいう。本資金の実質負担利率の軽減措置は、貸付後3年間に限る。
- ① 平成7年阪神・淡路大震災による大阪府及び兵庫県の区域内にある主要な農林漁業施設の損失額が、被害時における価額の100分の70以上であること又は当該被害者の平年度における農林漁業収入額の100分の20以上であることのいずれかであること。
 - ② 事業所又は主要な事業用資産の当該災害による損失額について、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 当該事業所又は主要な事業用資産の被害時における価額の100分の70以上であること
 - イ 当該被害者の被害が生じた日の属する年の前年又はその者の被害が生じた日の1年前の日を含む事業年度開始の日以後1年間の事業による総収入の100分の10以上であること
- (7) 3分5厘資金の利子助成対象資金は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第5の年3分5厘の利率の適用を受けるものに限る。
- (8) 平成12年有珠山噴火災害対策関連資金とは、平成12年有珠山噴火による災害により被害を受けた農漁業者のうち、次に掲げる者に対して融通されるものをいう。本資金の実質負担利率の軽減措置は、貸付後3年間に限る。
- ① 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づく市町村長の避難指示により避難した農業者のうち、被災期間又は被害発生後2月以内の期間に発生した農畜産物の損失額が、当該期間に相当する平年の農業収入額の5割程度に及んでいるものとして、市町村長の被害内容等に係る証明があり、北海道知事の認定を受けた者（他の政府系金融機関から同様の資金の融通を受けられる者を除く。）
 - ② 災害対策基本法第60条第1項の規定に基づく市町村長の避難指示又は海上保安庁の航行規制海域指定により、出漁停止を余儀なくされた漁業者のうち、被災期間又は被害発生後2月以内の期間に発生した漁業の損失額が、当該期間に相当する平年の漁業収入額の5割程度に及んでいるものとして、市町村長の被害内容等に係る証明があり、北海道知事の認定を受けた者（他の政府系金融機関から同様の資金の融通を受けられる者を除く。）
- (9) 平成12年三宅島噴火災害対策関連資金とは、平成12年三宅島の火山活動による災害により被害を受けた農林漁業者のうち、被災期間又は被害発生後2月以内の期間に発生した農林畜水産物の損失額が、当該期間に相当する平年の農林漁業収入額の5割程度に及んでいるものとして、市町村長の被害内容等に係る証明があり、東京都知事の認定を受けた者に対して融通されるものをいう。本資金の実質負担利率の軽減措置は、貸付後3年間に限る。
- (10) 3の中山間地域活性化資金のうち、中小企業金融公庫からの貸付けにおいて、5年経過ごとに貸付利率を変更する旨の特約を締結した借入者に対する実質負担利率の軽減措置は貸付契約日から5年経過した応当日の前日以降最初に到達する元利金の償還日の翌日以降については適用しない。
- (11) 6の中山間地域活性化資金のうち、その他の者に対する実質負担利率の軽減措置は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県において融通されるものに限る。
- (12) 7の中山間地域活性化資金とは、「系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱」（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第2の2に定める資金であって、都道府県が利子補給を承認したもの及び都道府県知事の意見をきいた上で貸付決定が行われたものをいう。
- (13) 地域漁業総合とは、地域漁業総合整備資金制度実施要綱（昭和60年9月12日付け60水振第2237号農林水産事務次官依命通知）に定める「整備計画」に基づく事業をいう。
- (14) 平成7年阪神・淡路大震災復興対策関連資金、3分5厘資金、平成12年有珠山噴火災害対策関連資金及び平成12年三宅島噴火及び新島・神津島近海地震災害対策関連資金以外の資金の金利負担軽減後の利率の下限は3.5%（ただし、平成7年7月14日から平成7年10月15日までの間に融通されたものについては3.25%、平成7年10月16日から平成7年12月7日までの間に融通されたものについては3.15%、平成7年12月8日から平成9年1月23日までの間に融通されたものについては3.0%、平成9年1月24日から平成9年3月18日までの間に融通されたものについては2.9%、平成9年3月19日から平成9年4月8日までの間に融通されたものについては2.8%、平成9年4月9日から平成9年5月8日までの間に融通されたものについては2.7%、平成9年5月9日から平成9年6月5日までの間に融通されたものについては2.6%、平成9年6月6日から平成9年7月10日までの間に融通されたものについては2.9%、平成9年7月11日から平成9年8月7日までの間に融通されたものについては2.8%、平成9年8月8日から平成9年9月9日までの間に融通されたものについては2.7%、平成9年9月10日から平成9年10月12日までの間に融通されたものについては2.5%、平成9年10月13日から平成9年11月5日までの間に融通されたものについては2.4%、平成9年11月6日から平成10年1月22日までの間に融通されたものについては2.2%、平成10年1月23日から平成10年2月11日までの間に融通されたものについては2.1%、平成10年2月12日から平成10年3月10日までの間に融通されたものについては2.3%、平成10年3月11日から平成10年4月7日までの間に融通されたものについては2.1%、

平成10年4月8日から平成10年6月9日までの間に融通されたものについては2.0%、
 平成10年6月10日から平成10年8月13日までの間に融通されたものについては1.8%、
 平成10年8月14日から平成10年9月10日までの間に融通されたものについては1.9%、
 平成10年9月11日から平成10年10月15日までの間に融通されたものについては1.7%、
 平成10年10月16日から平成10年12月15日までの間に融通されたものについては1.1%、
 平成10年12月16日から平成11年1月26日までの間に融通されたものについては1.3%、
 平成11年1月27日から平成11年2月16日までの間に融通されたものについては2.2%、
 平成11年2月17日から平成11年4月20日までの間に融通されたものについては2.1%、
 平成11年4月21日から平成11年5月18日までの間に融通されたものについては2.0%、
 平成11年5月19日から平成11年6月10日までの間に融通されたものについては1.7%、
 平成11年6月11日から平成11年7月15日までの間に融通されたものについては1.6%、
 平成11年7月16日から平成11年9月9日までの間に融通されたものについては2.0%、
 平成11年9月10日から平成11年10月13日までの間に融通されたものについては2.1%、
 平成11年10月14日から平成11年11月11日までの間に融通されたものについては1.9%、
 平成11年11月12日から平成11年12月16日までの間に融通されたものについては2.0%、
 平成11年12月17日から平成12年1月27日までの間に融通されたものについては2.1%、
 平成12年1月28日から平成12年2月15日までの間に融通されたものについては2.0%、
 平成12年2月16日から平成12年3月9日までの間に融通されたものについては1.9%、
 平成12年3月10日から平成12年4月6日までの間に融通されたものについては2.0%、
 平成12年4月7日から平成12年5月18日までの間に融通されたものについては2.1%、
 平成12年5月19日から平成12年6月13日までの間に融通されたものについては2.0%、
 平成12年6月14日から平成12年9月7日までの間に融通されたものについては1.9%、
 平成12年9月8日から平成12年10月11日までの間に融通されたものについては2.0%、
 平成12年10月12日から平成12年12月12日までの間に融通されたものについては2.1%、
 平成12年12月13日から平成13年1月25日までの間に融通されたものについては2.0%、
 平成13年1月26日から平成13年2月20日までの間に融通されたものについては1.8%、
 平成13年2月21日から平成13年3月13日までの間に融通されたものについては1.7%、
 平成13年3月14日から平成13年3月31日までの間に融通されたものについては1.6%

）とする。したがって、実質負担利率の軽減幅は記載された軽減幅を下回ることがある。

- (15) 北朝鮮産水産物輸入停止影響緩和資金とは、北朝鮮産水産物輸入停止影響緩和資金制度実施要綱（平成18年10月30日付け18水漁第1834号農林水産事務次官依命通知）に基づき融通された資金をいう。
- (16) 集落営農組織等向け農業近代化資金とは、都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第2の1に定める農業近代化資金という。以下同じ。）又は政府の利子補給に係る農業近代化資金をいう。
 ただし、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）第2の1の（1）のイに掲げる者向けの農業近代化資金（近代化要綱第2の3の（1）のイの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除き、500万円を超え3,600万円以下の部分に限る。）。
- (17) (16) に規定する集落営農組織等向け農業近代化資金であっても、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金で、平成21年4月1日以降に利子補給承認が行われたものについては、別表1の11の（2）の規定は適用しないこととする。
- (18) 農林漁業セーフティネット資金とは、農林漁業セーフティネット資金金利負担軽減措置実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4075号農林水産事務次官依命通知）及び農林漁業セーフティネット資金金利負担軽減措置実施要綱（平成20年10月16日付け府沖振第464号内閣府沖縄振興局長通知）に基づき融通された資金をいう。

2 負担軽減に係る融資額の上限

中山間地域活性化資金（1の（3）の資金を除く）で農林漁業者以外に融資するものについては、負担軽減する融資額の上限を6.0億円（平成4年4月9日以前に融資されたものについては5.2億円）とする。

別表 2（平成21年度以前措置に係る利子助成対象資金及び交付決定分の実質負担利率軽減幅）（抄）

1. 農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
（略）
2. 農業協同組合その他の一般金融機関から融通する資金
（1）～（4）（略）
（5）認定農業者等向け農業近代化資金
①～⑥⑧（略）

⑥⑨ 平成23年1月24日から平成23年2月20日までの間に融通されたもの

財政融資資金金利	償還期限	農業経営基盤強化資金の 貸付金利水準	実質負担利率の軽減幅
1. 5%	8年以下	0.75%	農業近代化資金の貸付 金利－農業経営基盤強 化資金の貸付金利水準
	8年を超え9年以下	0.85%	
	9年を超え10年以下	0.95%	
	10年を超え11年以下	1.05%	
	11年を超え13年以下	1.15%	
	13年を超え14年以下	1.25%	
	14年を超え15年以下	1.35%	

3. 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
農業経営基盤強化資金
①～②⑧（略）

②⑨ 平成23年1月24日から平成23年2月20日までの間に融通されたもの

財政融資資金金利	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の軽減幅
1. 5%	8年以下	0.75%	0.75%
	8年を超え9年以下	0.85%	0.85%
	9年を超え10年以下	0.95%	0.95%
	10年を超え11年以下	1.05%	1.05%
	11年を超え13年以下	1.15%	1.15%
	13年を超え14年以下	1.25%	1.25%
	14年を超え15年以下	1.35%	1.35%
	15年を超え17年以下	1.45%	1.45%
	17年を超え25年以下	1.50%	1.50%

（注）

- 1 「財政融資資金金利」とは、株式会社日本政策金融公庫が財政融資から約定期間20年（うち据置期間3年）で借り入れる資金の利率をいう。
- 2 「最優遇金利」とは、財政融資資金からの約定期間に応じた借入金利（据置期間なし）に0.15%を加えた金利（ただし、金利スワップレート（日経クイック、中値）円／円（対TIBOR）期間5年物を下限とする。）をいう。
- 3 農業経営基盤強化資金の実行金利引き下げのための振興基金の負担については、（A）の貸付金利水準から（B）の実行金利水準への利子負担軽減に必要な額の2分の1（実質負担利率の軽減幅に

については、小数点以下第3位を4捨5入)に相当する額とする。

- 4 「農家負担軽減支援特別対策に係る自作農維持資金」とは、農業経営の再建整備を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱(昭和54年4月4日付け54構改B第461号農林水産事務次官依命通知)第8の(1)又は既往借入金等に係る負債の円滑な支払を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱(平成元年2月1日付け元構改B第83号農林水産事務次官依命通知)第6の(1)の都道府県知事の認定を受けた者(平成7年4月1日から平成13年3月31日までの間に認定を受けた者に限る。)に対して貸し付けられる資金をいう。
- 5 「協業推進特別融資制度に係る土地利用型農業経営体質強化資金」及び「協業推進特別融資制度に係る農業近代化資金」とは、協業推進特別融資制度実施要綱(平成8年5月10日付け8農経A第496号農林水産事務次官依命通知)第4の1の特別融資制度推進会議の認定を受けた協業計画(平成8年5月10日から平成13年3月31日までの間に認定を受けたものに限る。)
- 6 「協業推進特別融資制度に係る土地利用型農業経営体質強化資金」のうち、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第2の年3分5厘の利率の適用を受ける資金については、実行金利水準「4.0%」とあるのは、「3.5%」と読み替えるものとする。
- 7 「農林漁業金利E」とは、株式会社日本政策金融公庫法別表第5の年5分の利率の適用を受ける資金に適用される利率をいう。
- 8 「農業近代化資金(農業者特利)」とは、地域農業総合整備資金制度実施要綱(昭和60年5月21日付け60構改B第1001号農林水産事務次官依命通知)第3に規定する地域農業総合整備計画に即して行われる事業に必要な資金として貸し付けられる農業近代化資金のうち、農業を営む者に貸し付けられる資金に適用される利率をいう。
- 9 「認定農業者育成推進資金制度に係る農業近代化資金」とは、認定農業者育成推進金融通措置要綱(平成10年4月8日付け10農経A第321号農林水産事務次官依命通知第4の1の特別融資制度推進会議の認定を受けた資金利用計画(平成10年4月8日から平成13年3月31日までの間に認定を受けたものに限る。))に係る資金をいう。
- 10 「認定農業者育成確保資金制度に係る農業近代化資金」とは、認定農業者育成確保金融通措置要綱(平成13年5月1日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知)第3の1の認定を受けた資金をいう。
- 11 「認定農業者等に係る農業近代化資金」とは、農業近代化金融通措置要綱(平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(1)のアに掲げる者が、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。)に即して農業経営の展開を図るために融通を受けた農業近代化資金をいう。
- 12 「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等(近代化要綱第2の1の(1)のアに掲げる者をいう。以下同じ。)に対して融通されるもの(近代化要綱第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)の掲げる資金を除き、個人にあつては1,800万円以下、法人にあつては3,600万円以下の部分に限る。)をいう。
- 13 農業経営基盤強化資金の実行金利水準及び実質負担利率の軽減幅について、財政融資資金金利が2.0%を下回る場合においては、財政融資資金金利を勘案し次のとおりとする。
(1)～(14) (略)
- 14 農家負担軽減支援特別対策に係る自作農維持資金の実行金利水準及び実質負担利率の軽減幅について、財政融資資金金利が2.5%を下回る場合においては、財政融資資金金利を勘案し次のとおりとする。
(1)～(34) (略)
- 15 協業推進特別融資制度に係る土地利用型農業経営体質強化資金及び協業推進特別融資制度に係る農業近代化資金の実行金利水準のうち、財政融資資金金利5.0%未満の場合における実行金利水準の下限2.5%について、財政融資資金金利2.5%を下回る場合においては、財政融資資金金利を勘案し次のとおりとする。
(1)～(34) (略)
- 16 協業推進特別融資制度に係る農業近代化資金の実行金利水準のうち、財政融資資金金利5.0%未満の場合における実行金利水準の下限2.5%について、財政融資資金金利が2.5%を下回る場合においては、財政融資資金金利を勘案し次のとおりとする。
(1)～(38) (略)
- 17 認定農業者育成推進資金に係る農業近代化資金の実行金利水準について、財政融資資金金利が2.0%を下回る場合においては、財政融資資金金利を勘案し次のとおりとする。
(1)～(20) (略)
- 18 農業経営基盤強化資金及び認定農業者等向け農業近代化資金に係る実質負担利率を軽減する幅については、次のとおりとする。

なお、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）及び農業経営基盤強化資金の貸付けに係る担保の徴求に関して、認定農業者の経営能力、経営状況等を積極的に評価の上、同資金の円滑な融通を図ることとして別に経営局長が定める資金（以下「円滑化貸付資金」という。）で、平成21年4月1日以降に貸付決定等が行われたものについては、本規定は適用しないこととする。

（１）平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（7）の資金及び、省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に基づき、低コスト経営支援基金からの利子助成を受ける資金及び、雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成21年5月29日付け21経営第991号農林水産事務次官依命通知。以下「雇用創出経営支援利子助成事業実施要綱」という。）に基づき、雇用創出経営支援基金からの利子助成を受ける資金を除き、かつ、当該貸付決定に係る貸付額が500万円を超えるものに限る。）のうち、個人にあっては1億円以下、法人にあっては3億円以下の部分についての実質負担利率を軽減する幅については、別表2の1の（1）に定める実質負担利率の軽減幅に、その実行金利水準が0%となるまでの幅又は2.0%の幅のうちいずれか小さい方を加えたものとする。

ただし、平成22年4月1日以降に貸し付けられた資金に係るものについての実質負担利率を軽減する幅にあっては、別表2の3に定める貸付金利水準が0%となるまでの幅又は2.0%の幅のうちいずれか小さい方とする。

（２）平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた認定農業者等向け農業近代化資金（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に基づき、低コスト経営支援基金からの利子助成を受ける資金及び、雇用創出経営支援利子助成事業実施要綱に基づき、雇用創出経営支援基金からの利子助成を受ける資金を除き、かつ、当該利子補給承認に係る貸付額が500万円を超えるものに限る。）の実質負担利率を軽減する幅については、別表2の2の（5）に定める実質負担利率の軽減幅に、その実行金利水準が0%となるまでの幅又は2.0%の幅のうちいずれか小さい方を加えたものとする。

ただし、平成22年4月1日以降に貸し付けられた資金に係るものについての実質負担利率を軽減する幅にあっては、別表2の2の（5）に定める実質負担利率の軽減幅に、農業経営基盤強化資金の貸付金利水準が0%となるまでの幅又は2.0%の幅のうちいずれか小さい方を加えたものとする。

別表 3 (平成22・23年度措置に係る利子助成対象資金)

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間
(1) 農業経営基盤強化資金 (金利負担軽減特例分)	平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金 (農業経営基盤強化資金実施要綱 (平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化資金実施要綱」という。) 第3に定める資金をいう。以下同じ。) のうち、貸付額が500万円を超えるもの。(個人にあつては1億円以下、法人にあつては3億円以下の部分に限る。) ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除く。	貸付当初5年間
(2) 農業近代化資金 (認定農業者等向け特例分)	平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた認定農業者等向け農業近代化資金又は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る認定農業者等向け農業近代化資金。	償還終了時まで (最長15年間)
(3) 農業近代化資金 (金利負担軽減特例分)	平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、貸付額が500万円を超える認定農業者等向け農業近代化資金。	貸付当初5年間
(4) 北朝鮮産水産物輸入停止影響緩和資金	平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に、北朝鮮産水産物輸入停止影響緩和資金制度実施要綱 (平成18年10月30日付け18水漁第1834号農林水産事務次官依命通知) に基づき融通された資金。	償還終了時まで (最長15年間)
(5) 平成12年三宅島噴火災害対策関連資金	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、平成12年三宅島の火山活動による災害により被害を受けた農林漁業者のうち当該被害について市町村長の被害内容等に係る証明があり、東京都知事の認定を受けた者に対して融通された農林漁業施設資金 (株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号) 別表第1の八のニ及びナの資金)、農林漁業セーフティネット資金 (農林漁業セーフティネット資金実施要綱 (平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通知) 第2の(1)に掲げる資金をいう。) 。	貸付当初3年間

(注)

- 次に掲げる資金については、利子助成の対象とはしないものとする。
ア 補助残融資資金 ((2) 、 (4) 及び (5) に掲げる資金を除く。)
イ 円滑化貸付資金
- (3) に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、(2) に係る助成は行わないものとする (ただし、(3) に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない) 。

別表 4 (利子助成等補助金の交付対象資金)

資金名	対 象 要 件
水産加工経営経営改善促進資金	「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」等の制定について（平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知。以下「漁業近代化資金ガイドライン」という。）により制定された水産加工経営改善促進資金の円滑な融通のためのガイドライン第2の3に規定する資金であって、当該ガイドラインに従って融通されるもの及び「漁業経営再建資金融通助成事業実施要領の制定について」等の廃止について（平成17年4月1日付け16水漁第2707号農林水産事務次官依命通知。以下「事業実施要領廃止通知」という。）により廃止される前の水産加工経営改善促進資金融通助成事業実施要領（昭和63年8月15日付け63水漁第3214号農林水産事務次官依命通知）第2の2の資金
中山間地域活性化資金	系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け農振第2295号農林水産省農村振興局長通知）第2の2に規定する資金であって、当該ガイドラインに従って融通されるもの及び「系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱」の廃止について（平成17年4月1日付け16農振第2294号農林水産事務次官依命通知）により廃止される前の系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第2の2の資金
農業経営負担軽減支援資金	「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン」の制定について（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第2の1から4までに規定する内容に合致するもの並びに「農家負担軽減支援特別資金融通措置要綱」及び「農業経営負担軽減支援資金実施要綱」の廃止について（平成17年4月20日付け16経営第8949号農林水産事務次官依命通知）により廃止される前の農業経営負担軽減支援資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第204号農林水産事務次官依命通知）第2の資金及び農家負担軽減支援特別資金融通措置要綱（平成7年4月1日付け7農経A第299号農林水産事務次官依命通知）第2の資金
漁業経営高度化促進支援資金	漁業近代化資金ガイドラインにより制定された漁業経営高度化促進支援資金の円滑な融通のためのガイドライン第4に規定する資金であって、当該ガイドラインに従って融通されるもの及び事業実施要領廃止通知により廃止される前の漁業経営高度化促進支援資金融通助成事業実施要領（平成12年4月1日付け12水漁第887号農林水産事務次官依命通知）第5の規定に基づき融通された資金

別表 5（平成22・23年度措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
農業経営基盤強化資金
①～⑯（表略）[平成23年4月1日から平成24年8月19日までの間に融通されたもの]
- 2 株式会社日本政策金融公庫から融通する資金
(1) 北朝鮮産水産物輸入停止影響緩和資金〈水産加工資金、セーフティネット貸付〉
①・②（表略）[平成23年4月1日から平成23年5月26日までの間に融通されたもの]
(2) 平成12年三宅島噴火災害対策関連資金
〈農林漁業施設資金（災害復旧）、農林漁業セーフティネット資金〉
①・②（表略）[平成23年4月1日から平成23年5月26日までの間に融通されたもの]
- 3 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫及び漁業協同組合その他一般金融機関から融通する資金
北朝鮮産水産物輸入停止影響緩和資金
（表略）平成23年4月1日から平成23年5月26日までの間に融通されたもの
- 4 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金
農業近代化資金
①～⑳（表略）[平成23年4月1日から平成25年4月17日までの間に融通されたもの]

（注）

- 1 「財政融資資金金利」とは、株式会社日本政策金融公庫が財政融資から約定期間20年（うち据置期間3年）で借り入れる資金の利率をいう。
- 2 農業経営基盤強化資金の実質負担利率の軽減幅については、（A）の貸付金利水準の4/5（少数点以下第3位を4捨5入）に相当する幅（ただし、2％を上限）とする。
- 3 農業近代化資金の実質負担利率の軽減幅（金利負担軽減特例分）については、償還期限に応じて、農業経営基盤強化資金の貸付金利水準が0％となるまでの幅（ただし、2％を上限）とする。

別表20（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金）

1（令和元年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1) 農業経営基盤強化資金	次のア又はイのいずれかに掲げる農業経営基盤強化資金 ア 実質化された人・農地プラン等（農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。以下「実質化プラン」と総称する。）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。以下同じ。）に対し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の（7）の資金を除く。イにおいて同じ。 イ 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金	貸付当初5年間	900億円
(2) 農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた認定農業者等向け農業近代化資金又は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る認定農業者等向け農業近代化資金	償還終了時まで（最長15年間）	410億円
(3) 農林漁業セーフティネット資金（災害関連資金）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	貸付当初5年間	137億円
(4) 農林漁業施設資金（災害関連資金）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金		
(5) 農業基盤整備資金（災害関連資金）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金		
(6) 農業経営基盤強化資金（災害関連資金）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の（7）の資金を除く。		
(7) 経営体育成強化資金（災害関連資金）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金		
(8) 農業近代化資金（災害関連資金）	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。		

（注）

1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（(2)に掲げる資金を融通する場合及び農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に災害復旧に係る事業を対象として(3)から(8)までに掲げる資金を融通する場合を除く。）。

2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象と通算

して、20億円までを利子助成の対象とする。

- 3 「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）第2の1の（1）のアに掲げる者をいう。以下同じ。）に対して融通されるもの（近代化要綱第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除くものとし、個人にあつては1,800万円以下、法人にあつては3,600万円以下の部分に限る。）をいう。別表20の2及び3において同じ。
- 4 （8）に係る助成を受けた認定農業者に対しては、（2）に係る助成は行わないものとする（ただし、（8）に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 5 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度（沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度要綱（平成31年3月29日付け府沖振第96号・財政第121-2号内閣府沖縄振興局長・財務省大臣官房総括審議官通知）に規定するものをいう。以下同じ。）の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

2（令和2年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1) 農業経営基盤強化資金	実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の（7）の資金を除く。 加えて、上記の対象要件を満たす者が、農業保険法（昭和22年法律第185号）第3章第1節第6款に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表（別記様式第4号）により確認ができた者であること。	貸付当初5年間	900億円
(2) 農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた認定農業者等向け農業近代化資金又は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る認定農業者等向け農業近代化資金	償還終了時まで（最長15年間）	410億円
(3) 農林漁業セーフティネット資金（災害関連資金）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	貸付当初5年間	7,450億円
(4) 農林漁業施設資金（災害関連資金）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金		
(5) 農業基盤整備資金（災害関連資金）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金		
(6) 農業経営基盤強化資金（災害関連資金）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。		
(7) 経営体育成強化資金（災害関連資金）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金（経営体		

	育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のⅡに定める資金を含む。）。	
(8) 農業近代化資金（災害関連資金）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。	
(9) 農業経営負担軽減支援資金（災害関連資金）	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金（農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経第356号農林水産事務次官依命通知）第2の（2）に定める農業経営負担軽減支援資金をいう。以下同じ。）。	
(10) 農林漁業施設資金（反転攻勢関連資金）	令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金。	
(11) 農業経営基盤強化資金（反転攻勢関連資金）	令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の（7）の資金を除く。	
(12) 経営体育成強化資金（反転攻勢関連資金）	令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金。	
(13) 農業近代化資金（反転攻勢関連資金）	令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。	

（注）

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（（2）及び（10）から（13）までに掲げる資金を融通する場合並びに農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に災害復旧に係る事業を対象として（3）から（9）までに掲げる資金を融通する場合を除く。）。
- 2 （1）に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3 （8）又は（13）に係る助成を受けた認定農業者に対しては、（2）に係る助成は行わないものとする（ただし、（8）又は（13）に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 4 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

3（令和3年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間
(1) 農業経営基盤強化資金	実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の（7）の資金を除く。	貸付当初5年間

	加えて、上記の対象要件を満たす者が、農業保険法（昭和22年法律第185号）第3章第1節第6款に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表（別記様式第4号）により確認ができた者であること。	
(2) 農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた認定農業者等向け農業近代化資金又は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る認定農業者等向け農業近代化資金	償還終了時まで（最長15年間）
(3) 農林漁業セーフティネット資金（災害関連資金）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	貸付当初5年間
(4) 農林漁業施設資金（災害関連資金）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金	
(5) 農業基盤整備資金（災害関連資金）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金	
(6) 農業経営基盤強化資金（災害関連資金）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。	
(7) 経営体育成強化資金（災害関連資金）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のⅡに定める資金を含む。）。	
(8) 農業近代化資金（災害関連資金）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。	
(9) 農業経営負担軽減支援資金（災害関連資金）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金。	
(10) 農林漁業施設資金（反転攻勢関連資金）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金。	
(11) 農業経営基盤強化資金（反転攻勢関連資金）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の（7）の資金を除く。	
(12) 経営体育成強化資金（反転攻勢関連資金）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金。	
(13) 農業近代化資金（反転攻勢関連資金）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。	

（注）

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（(2)及び(10)から(13)までに掲げる資金を融通する場合並びに農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に災害復旧に係る事業を対象として(3)から(9)までに掲げる資金を融通する場合を除く。）。
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3 (8)又は(13)に係る助成を受けた認定農業者に対しては、(2)に係る助成は行わないものとする（ただし、(8)又は(13)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 4 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

4（令和4年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間
(1) 農業経営基盤強化資金	実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）に対し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除くものとし、個人にあっては3億円以下、法人にあっては10億円以下の部分に限る。 加えて、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表（別記様式第4号）により確認ができた者であること。	貸付当初5年間
(2) 農業近代化資金（金利負担軽減特例分）	認定農業者等であり、かつ、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）に対して融通されたものであって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を除く。 加えて、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表（別記様式第4号）により確認ができた者であること。	
(3) 農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）	認定農業者等に対して融通されたものであって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を除くものとし、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限る。	償還終了時まで（最長15年間）

(4) 農林漁業セーフティネット資金（災害関連資金）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	貸付当初5年間
(5) 農林漁業施設資金（災害関連資金）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金	
(6) 農業基盤整備資金（災害関連資金）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金	
(7) 農業経営基盤強化資金（災害関連資金）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金	
(8) 経営体育成強化資金（災害関連資金）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のⅡに定める資金を含む。）。)	
(9) 農業近代化資金（災害関連資金）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。	
(10) 農業経営負担軽減支援資金（災害関連資金）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金。	
(11) 農林漁業施設資金（反転攻勢関連資金）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金。	
(12) 農業経営基盤強化資金（反転攻勢関連資金）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の（7）の資金を除く。	
(13) 経営体育成強化資金（反転攻勢関連資金）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金。	
(14) 農業近代化資金（反転攻勢関連資金）	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。	

（注）

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（(3)及び(11)から(14)までに掲げる資金を融通する場合並びに農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に災害復旧に係る事業を対象として(4)から(10)までに掲げる資金を融通する場合を除く。）。
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3 (2)、(9)又は(14)に係る助成を受けた認定農業者に対しては、(3)に係る助成は行わないものとする（ただし、(2)、(9)又は(14)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでなく、(9)又は(14)に係る助成期間終了後の残存償還期間の助成については、(3)ただし書の規定にかかわらず、資金の金額の全部を利子助成の対象とする。）。

4 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

5（令和5年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間
(1) 農業経営基盤強化資金	農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）に対し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除くものとし、個人にあつては3億円以下、法人にあつては10億円以下の部分に限るものとする。 加えて、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表（別記様式第4号）により確認ができた者であること。	貸付当初5年間
(2) 農業近代化資金（金利負担軽減特例分）	認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）に対して融通されたものであって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を除く。 加えて、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表（別記様式第4号）により確認ができた者であること。	
(3) 農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）	認定農業者等に対して融通されたものであって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を除くものとし、	償還終了時まで（最長15年間）

6（令和6年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間
(1) 農業経営基盤強化資金	農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）に対し、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除くものとし、個人にあつては3億円以下、法人にあつては10億円以下の部分に限るものとする。	貸付当初5年間
(2) 農業近代化資金（金利負担軽減特例分）	認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）に対して融通されたものであつて、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を除く。	
(3) 農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）	認定農業者等に対して融通されたものであつて、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を除くものとし、個人にあつては1,800万円以下、法人にあつては3,600万円以下の部分に限るものとする。	償還終了時まで（最長15年間）
(4) 農林漁業セーフティネット資金（災害関連資金）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金。	貸付当初5年間
(5) 農林漁業施設資金（災害関連資金）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金。	
(6) 農業基盤整備資金（災害関連資金）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金。	
(7) 農業経営基盤強化資金（災害関連資金）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。	

(8) 経営体育成強化資金（災害関連資金）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のⅡに定める資金を含む。）。
(9) 農林漁業経営資本強化資金（災害関連資金）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業経営資本強化資金（農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金（農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）及び農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け府沖振65号内閣府沖縄振興局長通知）第2に定める資金（農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）。)
(10) 農業近代化資金（災害関連資金）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。
(11) 農業経営負担軽減支援資金（災害関連資金）	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金。

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（(3)及び注1に掲げる者に災害復旧に係る事業を対象として(4)から(11)までに掲げる資金を融通する場合を除く。）。)
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3 (1)に係る助成については、次のアからウまでの要件を満たすことを、(2)に係る助成については、次のアの要件を満たすことを、園芸施設共済等の加入、労働環境改善の取組及び環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表（別記様式第4号）により確認ができる者に限る。
ア 交付要件確認表中の園芸施設共済等について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、加入する意向があること。
イ 交付要件確認表中の労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。
ウ 交付要件確認表中の環境負荷低減の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施すること。
- 4 (2)又は(10)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、(3)に係る助成は行わないものとする（ただし、(2)又は(10)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでなく、(10)に係る助成期間終了後の残存償還期間の助成については、(3)ただし書の規定にかかわらず、資金の金額の全部を利子助成の対象とする。）。)
- 5 沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度（沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度要綱（令和6年3月29日付け府沖振第111号・財政第171号内閣府沖縄振興局長・財務省大臣官房総括審議官通知）に規定するものをいう。以下同じ。）及び沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度（沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度要綱（令和6年3月29日付け府沖振第111号・財政第171号内閣府沖縄振興局長・財務省大臣官房総括審議官通知）に規定するものをいう。以下同じ。）の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

7（令和7年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間
(1) 農業経営基盤強化資金	農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受	貸付当初5年間

	けた者をいう。)、認定新規就農者(同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村並びに令和6年能登半島地震の被災市町(石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町に限る。)にあっては、実質化プランに位置付けられた中心経営体を含む。以下「目標地区に位置付けられた者」という。)又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除くものとし、個人にあっては3億円以下、法人にあっては10億円以下の部分に限るものとする。
(2) 農業近代化資金(金利負担軽減特例分)	認定農業者等であり、かつ、目標地区に位置付けられた者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対して融通されたものであって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認又は利子助成金の交付決定が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化要綱第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を除く。
(3) 農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金)	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金。
(4) 農林漁業施設資金(災害関連資金)	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金。
(5) 農業基盤整備資金(災害関連資金)	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金。
(6) 農業経営基盤強化資金(災害関連資金)	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。
(7) 経営体育成強化資金(災害関連資金)	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金(経営体育成強化資金実施要綱(平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知)第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱(平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知)第2のⅡに定める資金を含む。))。
(8) 農林漁業経営資本強化資金(災害関連資金)	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業経営資本強化資金(農林漁業経営資本強化資金実施要綱(令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知)第2に定める資金(農業を営む者に貸し付けられるものに限る。))及び農林漁業経営資本強化資金実施要綱(令和5年3月31日付け府沖振65号内閣府沖縄振興局長通知)第2に定める資金(農業を営む者に貸し付けられるものに限る。))をいう。以下同じ。))。

(9) 農業近代化資金（災害関連資金）	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認又は利子助成金の交付決定が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。
(10) 農業経営負担軽減支援資金（災害関連資金）	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金。

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に災害復旧等に係る事業を対象として(3)から(10)までに掲げる資金を融通する場合を除く。）。
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3 (1)に係る助成については、次のアからウまでの要件を満たすことを、(2)に係る助成については、次のアの要件を満たすことを、園芸施設共済等の加入及び労働環境改善の取組に係る交付要件確認表（別記様式第4号）及び環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表（別記様式第5号）により確認ができる者に限る。また、ウの実施状況の報告のため、利子助成金交付決定日から1年を目途に、別紙に記載された内容を農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第4の2に規定する交付希望者への通知に記載されたリンク先の農林水産省ウェブサイトから入力し、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課へ提出するよう努めること。
 - ア 交付要件確認表中の園芸施設共済等について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、加入する意向があること。
 - イ 交付要件確認表中の労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。
 - ウ 交付要件確認表中の環境負荷低減の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施すること。
- 4 沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度及び沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

別表21（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～⑤（表略）〔平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に融通されたもの〕

⑤ 令和5年4月1日から令和5年4月18日までの間に融通されたもの

・資金の種類（以下同じ。）

(1) 農業経営基盤強化資金

(2) 農林漁業セーフティネット資金（災害関連資金）

(3) 農林漁業施設資金（災害関連資金）

（共同利用施設〔災害復旧〕、主務大臣指定施設〔災害復旧一般〕）

(4) 農林漁業施設資金（災害関連資金）

（主務大臣指定施設〔災害復旧・激甚災害（※1）〕）

(5) 農林漁業施設資金（災害関連資金）（共同利用施設〔一般〕）

(6) 農林漁業施設資金（災害関連資金）

（主務大臣指定施設〔特別振興事業（立ち上がり支援（※2））〕）

(7) 農林漁業施設資金（災害関連資金）

（共同利用施設〔病院の施設、診療所の施設及び介護老人保健施設（機械、器具類を除く。）、産業動物診療施設、環境保全型農業推進（※3）、食肉センター施設整備・家畜市場施設整備（※4）、バイオマス利活用施設（※5）、農商工連携（※6）、米穀新用途利用促進（※7）、六次産業化促進（※8）、老人福祉施設（機械・器具類を除く。）、主務大臣指定施設〔一般、アグリビジネス強化（※9）（立ち上がり支援）、産業動物診療施設〕）

(8) 農林漁業施設資金（災害関連資金）

（主務大臣指定施設〔環境保全型農業推進非補助、アグリビジネス強化（一般）、農山漁村経営改善対策事業〕）

(9) 農業基盤整備資金（災害関連資金）（災害復旧）

(10) 農業基盤整備資金（災害関連資金）（補助〔都道府県営、水資源機構営〕）

(11) 農業基盤整備資金（災害関連資金）（補助〔団体営〕）

(12) 農業基盤整備資金（災害関連資金）（非補助一般）

(13) 農業基盤整備資金（災害関連資金）（非補助・利子軽減（※10））

(14) 農業経営基盤強化資金（災害関連資金）

(15) 経営体育成強化資金（災害関連資金）

(16) 農林漁業経営資本強化資金（災害関連資金）

資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅
(1)、(3)、(4)、(9)、 (14)	10年以下	0.55%
	10年を超え11年以下	0.65%
	11年を超え13年以下	0.75%
	13年を超え15年以下	0.85%
	15年を超え17年以下	0.95%
	17年を超え25年以下	1.00%
(2)	10年以下	0.55%

	10年を超え11年以下 11年を超え13年以下 13年を超え15年以下	0. 6 5 % 0. 7 5 % 0. 8 5 %
(5)		1. 4 0 %
(6)、(10)		1. 1 5 %
(7)、(8)、(11)、 (12)、(13)、(15)		1. 0 0 %
(16)		成功判定区分が 「高」の場合 2. 0 0 % 「低」の場合 0. 5 0 %

⑤③～⑦⑦（表略）〔令和5年4月19日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの

⑦⑧ 令和7年4月1日以降に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅
(1)、(3)、(4)、(9)、 (14)	6年以下 6年を超え8年以下 8年を超え10年以下 10年を超え12年以下 12年を超え14年以下 14年を超え16年以下 16年を超え25年以下	1. 1 5 % 1. 2 5 % 1. 3 5 % 1. 4 5 % 1. 5 5 % 1. 6 5 % 1. 7 0 %
(2)	6年以下 6年を超え8年以下 8年を超え10年以下 10年を超え12年以下 12年を超え14年以下 14年を超え15年以下	1. 1 5 % 1. 2 5 % 1. 3 5 % 1. 4 5 % 1. 5 5 % 1. 6 5 %
(5)		2. 0 0 %
(6)、(10)		1. 8 5 %
(7)、(8)、(11)、		1. 7 0 %

(12)、(13)、(15)		
(16)		成功判定区分が 「高」の場合 2. 0 0 % 「低」の場合 0. 5 0 %

- (※ 1) 「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき指定された災害をいう。
- (※ 2) 「立ち上がり支援」とは、農業施設の改良、造成又は取得に関連して必要となる費用の支出の事業をいう。
- (※ 3) 「環境保全型農業推進」とは、環境保全型農業を推進するための金融措置について第 2 に規定する事業をいう。
- (※ 4) 「食肉センター施設整備・家畜市場施設整備」とは、食肉及び家畜の流通合理化対策要綱に定める「整備計画」に基づく事業をいう。
- (※ 5) 「バイオマス利活用施設」とは、バイオマスの総合的な利活用を推進するための金融措置について第 2 に定める施設をいう。
- (※ 6) 「農商工等連携」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第 4 条に規定する農商工等連携事業計画に基づく事業をいう。
- (※ 7) 「米穀新用途利用促進」とは、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第 5 条第 3 項に規定する認定生産製造連携事業計画に基づく事業をいう。
- (※ 8) 「六次産業化促進」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する総合化事業計画に基づく事業をいう。
- (※ 9) 「アグリビジネス強化」とは、アグリビジネスの強化を推進するための金融措置について第 3 の 1 により認定を受けた「アグリビジネス強化計画」に基づく事業をいう。
- (※10) 「利子軽減」とは、非補助土地改良事業助成措置要綱により地方農政局長（北海道にあっては、農村振興局長）の認定又は都道府県知事の選定を受け利子を軽減する事業をいう。

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金

①～⑦⑦（表略）〔平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの〕

⑦⑧ 令和7年4月1日以降に融通されたもの
（金利負担軽減特例分、災害関連資金）

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 7 0 %	1. 7 0 %

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基盤 強化資金の 貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
1. 70%	6年以下 6年を超え8年以下 8年を超え10年以下 10年を超え12年以下 12年を超え14年以下 14年を超え15年以下	1. 15% 1. 25% 1. 35% 1. 45% 1. 55% 1. 65%	農業近代化資金の貸付金利－農業経営基盤強化資金の貸付金利水準

(2) 農業経営負担軽減支援資金

①～②⑥ (表略) [平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの]

②⑦ 令和7年4月1日以降に融通されたもの

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 70%	1. 70%

(注)

- 「財政融資資金金利」とは、株式会社日本政策金融公庫が財政融資から約定期間20年（うち据置期間3年）で借り入れる資金の利率をいう。
- 農業経営基盤強化資金の実質負担利率の軽減幅については、貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とする。
- 金利負担軽減特例分及び災害関連資金の実質負担利率の軽減幅については、貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とする。
- 2の(1)の②⑧の認定農業者等向け特例分については、別表20の6の(3)に係る利子助成に限り適用する。